

「茨城町土採取事業規制条例」の概要について

都市建設部都市整備課

制定の経緯

土を採取する事業（以下、「土採取事業」）については、昭和49年に県内の各市町村において条例を制定し必要な規制を開始しました。しかしながら、当町においては土採取事業についての規制はなく、茨城県が定める要綱によって対応をしておりますが、対象となる面積等が大きいこと、罰則規定がないことなどから、対応に苦慮しています。



最近では湖沼周辺の土採取事業により、災害発生の危険性だけでなく、景観上好ましくない事案も発生しております。また平成27年5月の湖沼のラムサール条約登録を契機に環境や景観への町民意識が高まっていることなどから規制を求める声が上がっています。

目的

一定規模以上の土採取事業を規制し災害を防止するとともに採取跡地について緑化等による適正な整備を図り、もって自然環境の保全と住民の福祉の増進に寄与することを目的とした茨城町土採取事業規制条例を制定します。

土採取事業の規制状況

○条例制定前

根拠法令	指導要綱※1	基本要綱※2
1. 該当要件	面積 1 ha以上又は土量 20,000 m ³ 以上	面積 3 ha以上又は土量 150,000 m ³ 以上
2. 処分方法	設計承認	承認
3. 町の役割	意見書の進達	意見書の進達
4. 罰則規定	規定なし	規定なし
5. 担当窓口	茨城県土木部都市局建築指導課 県央建築指導室	茨城県企画部水・土地計画課

○条例制定後

根拠法令	茨城町土採取事業規制条例
1. 該当要件	面積 1,000 m ² 以上又は土量 2,000 m ³ 以上
2. 処分方法	許可
3. 町の役割	条例に基づく処分
4. 罰則規定	規定あり
5. 担当窓口	茨城町都市建設部都市整備課

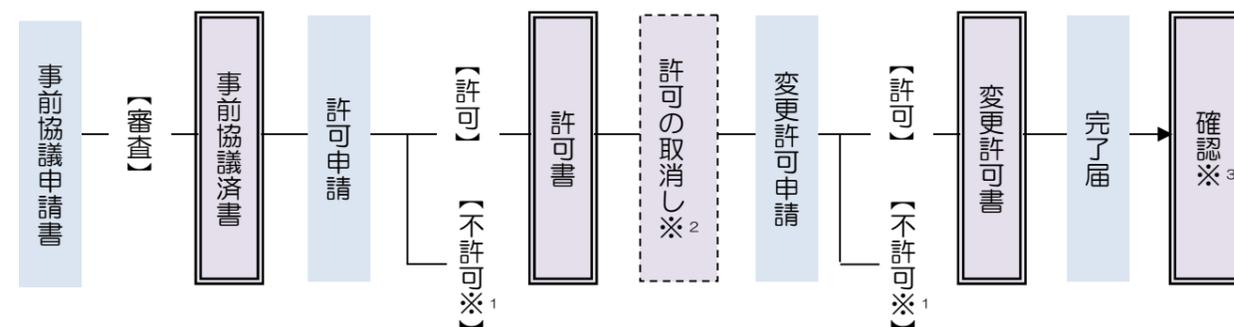
※1 茨城県土地開発事業の適正化に関する指導要綱

※2 茨城県県土利用の調整に関する基本要綱

条例の概要

対象要件	採取する面積 1,000 m ² 以上又は採取する土量 2,000 m ³ 以上が対象となります。
責任の明確化	事業者は災害の防止、工作物の破損防止、のり面の保護等、また建築物、工作物の原状回復や紛争解決の責務を負うこととし。また土地所有者も近隣地権者に配慮し、当該土採取事業が適正に行われるように協力しなければなりません。
事前協議制	許可申請前に、事前に設計基準等を審査し、関係各課との協議を行います。主に災害の防止や採取跡地の緑化計画等を審査します。
地元との協議	隣接地権者の同意及び地元区長の意見書の提出、また区長等から要請があった場合は、地元説明会を開催することとします。
許可制	事前協議の内容や地元との協議等が完了しているか確認します。
保証金制	事業の適正な履行や事業区域、その周辺地域の町道等の破損、災害の発生防止を補償するため保証金をあらかじめ預け入れする制度を設けます。金額は、 <u>採取する土量に1立方メートル当たり20円</u> を乗じて算出した額と、 <u>土の搬出に使用する町が管理する道路の面積に1平方メートル当たり2,500円</u> （砂利道の場合は600円）を乗じて算出した額のいずれか高い額とします。
停止命令等	条例に適合していない場合、停止命令や改善勧告、緊急措置命令等を執行します。
罰則規定	最高で2年以下の懲役又は100万円以下の罰金規定を設けます。

土採取事業手続きフロー



※1許可できない要件

- (1) 土採取事業に伴う災害の発生のおそれがあると認められるとき。
- (2) 採取跡地の災害防止対策等が不十分で、適正な環境保全を図るものと認められるとき。
- (3) 土採取事業が他人に危害を及ぼし、又は公共の用に供する施設を損傷する等と認められるとき
- (4) 暴力団等に該当する者

※2許可の取消し

- (1) 偽りその他不正な手段により、許可等を受けたとき。
- (2) 命令に従わないとき。
- (3) 許可を受けた日から起算して6箇月以内に当該許可に係る土採取事業に着手しないとき。

※3確認

採取跡地の緑化及び土採取計画に適合しているかどうかについて、調査し、確認します。